**社団医療法人呉羽会　呉羽総合病院**

**通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）**

**利用約款**

（約款の目的）

第１条　呉羽総合病院通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所（以下「当事業所」という。）は、要介護又は要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第２条　本約款は、利用者が呉羽総合病院通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当事業所に提出したのち、　　　　年　　月　　日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

２　利用者は､第４条又は第５条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって､繰り返し当事業所の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします｡但し、本約款、別紙１、別紙２又は別紙３（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

（身元引受人）

第３条　利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

　　①　行為能力者（民法第２０条第１項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。

　　②　弁済をする資力を有すること。

２　身元引受人は、利用者が本約款上当事業所に対して負担する一切の債務を極度額３０万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

３　身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①　利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

②　通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当事業所は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

４　身元引受人が第１項各号の要件を満たさない場合、又は当事業所、当事業所の職員若しくは他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第１項但書の場合はこの限りではありません。

　　５　身元引受人の請求があったときは、当事業所は身元引受人に対し、当事業所に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第４条　利用者は、当事業所に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず､本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお､この場合利用者及び身元引受人は､速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第２項の場合も同様とします）。

　　２　身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

　　３　利用者又は身元引受人が正当な理由なく､通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については､原則､基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当事業所にお支払いいただきます｡

（当事業所からの解除）

第５条　当事業所は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

①　利用者が要介護認定において自立と認定された場合。

②　利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。

③　利用者及び身元引受人が､本約款に定める利用料金を２か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず翌月月末以内に支払われない場合。

④　利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。

⑤　利用者が正当な理由無くサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、３か月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合。

⑥　利用者が、当事業所、当事業所の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。

⑦　第３条第４項の規定に基づき、当事業所が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑧　天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

（利用料金）

第６条　利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙２の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当事業所は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

２　当事業所は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書を毎月１０日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対し、当該合計額をその月末日までに支払うものとします。

３　当事業所は、利用者又は身元引受人から、１項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

（記録）

第７条　当事業所は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後５年間保管します。

２　当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

３　当事業所は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当事業所が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

４　前項は、当事業所が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

５　当事業所は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当事業所が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

（身体の拘束等）

第８条　当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、事業所管理者又は医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当事業所の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

（虐待の防止等）

第９条　当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる事項を実施します。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
2. 虐待防止のための指針を整備します。
3. 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
4. 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

２　当事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

（非常災害対策）

第１０条　当事業所は、非常災害に備えて、呉羽総合病院　消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画に準じ、防災管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に防火活動（避難、救出を含む）その他必要な訓練を行います。

　　２　当事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

（衛生管理等）

第１１条　当事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。

　　２　当事業所において感染症が発生し又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため、呉羽会で月１回開催されている感染対策委員会に出席するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

②事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

（業務継続計画の策定等）

第１２条　当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

　　２　当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

　　３　当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

（緊急時の対応）

第１３条　当事業所は、利用者に対し、事業所医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、医療機関での診療を依頼することがあります。

２　前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

（事故発生時の対応）

第１４条　サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を

講じます。

２　当事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、医療機関での診療を依頼します。

３　前２項のほか、当事業所は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（ハラスメント）

第１５条　当事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向け取り組みます。

　　　①　事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

　　　　１）身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為

　　　　２）個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

　　　　３）意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

　　　②　ハラスメント事案が発生した場合は即座に対応し、再発防止策を検討します。

　　　③　職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

　　　④　ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第１６条　当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙３のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

1. サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
2. 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
3. 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
4. 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
5. 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

２　前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

（要望又は苦情等の申出）

第１７条　利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当事業所の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当相談員に申し出ることができ、又は、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

（賠償責任）

第１８条　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

２　利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当事業所に対して、その損害を賠償するものとします。

（利用契約に定めのない事項）

第１９条　この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。

＜別紙１＞

**呉羽総合病院　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）**

**重要事項説明書**

**（2025年6月1日現在）**

１．事業所の概要

（１）事業者の名称等

・事業者名　　　　　　社団医療法人呉羽会　呉羽総合病院

　　　　　　　　　　　通所リハビリテーション　介護予防通所リハビリテーション

・開設年月日　　　　　2009　年　4　月　1　日

・所在地　　　　　　　福島県いわき市錦町落合1番地1

・電話番号　　　　　　0246-63-2183

・ファックス番号　　　0246-62-9009

・管理者名　　　　　　赤津　晋太郎

・介護保険指定番号　　0710412545

（２）事業所の目的と運営方針

１）事業所の目的

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、介護保険法により

要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）と認定された利

用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビ

リテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画を立てて、実施し、利用者の心

身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

２）運営の方針

①通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づいて、理学

療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、

利用者が可能な限りその住宅において、自立した自分らしい日常生活を営むことがで

きるよう在宅ケアの支援に努める。

②利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わないようにする。

③居宅介護支援事業者（予防介護支援事業者）、その他保健・医療・福祉サービス提供及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービスを受けることができるよう努める。

④地域の人びとと共生し、楽しく・明るい雰囲気を重視した、やさしさと思いやりのある通所サービスが提供できるように努める。

⑤サービスの提供にあたっては、常に笑顔を忘れず、チームワークを持って利用者又その家族に接するようにし、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者の同意が得られるよう、真心を持った温かく総合的なサービスを提供できるよう努める。

1. 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じ利用者又は身元引受人の了解を得ることとする。

（３）建物の構造

|  |  |
| --- | --- |
| 構造 | 鉄筋コンクリート |
| 延べ面積 | ３０１．２　㎡（リハビリテーション室：２８３．０　㎡） |

（４）職員体制

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 員数 | 業務内容 |
| 医師 | １人（兼務） | 医学的管理に関すること |
| 看護職員 | １．５人 | 看護業務に関すること |
| 介護職員 | ５人 | 介護業務に関すること |
| 理学療法士言語聴覚士 | ４人１人 | リハビリテーションに関すること |
| 相談員 | １人 | 相談業務に関すること　 |

（５）営業日及び営業時間

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 | 月曜日～金曜日≪ただし、祝日、開院記念日（10／1）、8／14～16、12／30～1／3を除く≫ |
| 営業時間 | 　８：００～１６：３０ |
| サービス提供時間 | 1. ９：００～１０：１０
2. １０：２０～１１：３０
 |

　　　＊だたし、年度によっては営業日以外でも営業する場合があります。

（例：1週間以上連休が続く場合など。）

　　　＊天災、災害、感染症（拡大防止対策も含む）、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、事業所判断で、急遽休業もしくは利用をお休みしていただく場合があります。

（６）利用定員

・１日３０人（２単位：１単位１５人）

２．サービス内容

（１）機能訓練　理学療法士等による利用者の状況に適した個別リハビリテーション・

自主トレーニング等を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

（２）健康管理　毎回看護師等による血圧測定を行い、利用者の健康管理に努めます。

（３）相談援助　利用者とその家族からの生活相談に担当職員が応じます。

（４）送迎　　　福祉車輌による送迎を行います。

　　　　　※送迎実施地域は、勿来・錦・植田地区およびその周辺となります。

　　　　　※大雨・洪水・暴風・大雪など悪天候により送迎が困難と判断した場合は、ご連絡

いたします。状況によっては、お休みとさせていただく場合もあります。

３．協力医療機関

　　　当事業所では、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに呉羽総合病院にて対応を

依頼しております。

※緊急時以外は、介護保険サービスを利用中に病院受診（医療保険を利用）はできません。

なお、緊急の場合には、ご記入いただいた緊急連絡先に連絡いたします。

４．施設利用にあたっての留意事項

|  |  |
| --- | --- |
| 喫煙 | 当事業所は全館禁煙となっております。ご協力の程よろしくお願い致します。 |
| 設備・機器の利用 | 設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反した利用または故意による破損等が生じた場合は、弁償していただくことがあります。 |
| 所持金品 | 高価・高額な金品の持ち込みはご遠慮ください。所持品は原則自己の責任にて管理をお願いします。利用者間での物品のやりとりはご遠慮ください。 |
| 迷惑行為等 | 騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに事業所外に立ち入らないでください。 |
| 宗教活動 | 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動は、ご遠慮ください。 |

５．事故発生時の対応

（１）利用者に対するサービスの提供より、事故が発生した場合は速やかに家族ならびに当該保険者等への連絡を行い、必要な措置を講じます。

（２）事故が発生した際には、原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

６．非常災害時の対策

|  |  |
| --- | --- |
| 非常時の対応 | 別途定める「社団医療法人呉羽会　消防計画」に則り対応を行います |
| 平常時の訓練 | 別途定める「社団医療法人呉羽会　消防計画」に則り年２回夜間および昼間を想定した避難訓練を実施します |
| 防災設備 | 当事業所は防災設備として以下のものを常設しています防火設備・・・防火扉、防火シャッター非難設備・・・階段、非難口、消防設備・・・消火器、屋内消火栓、自動火災報知器、放送設備　　　　　　　非難器具、誘導灯、スプリンクラーカーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています |
| 消防計画 | 防火管理者　桑原　達也 |

７．利用に関する相談窓口

|  |  |
| --- | --- |
| 当事業所の相談窓口 | 電話番号 ０２４６－６３－２１８３ＦＡＸ番号 　０２４６－６２－９００９対応時間　平日８時３０分～１６時３０分担当者　郡司　幸子（相談員）責任者　赤津　晋太郎（管理者） |
| その他の相談窓口 | いわき市勿来・田人地区保健福祉センター　　　連絡先：０２４６－６３－２１１１いわき市保健福祉部高齢福祉課 長寿支援係　　連絡先：０２４６－２２－７４６７福島県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口　　　連絡先：０２４－５２８－００４０福島県運営適正化委員会 苦情解決部会　　　連絡先：０２４－５２３－２９４３　 |

８．第三者による評価の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
| 実施の有無 | 有　・　 |
| 実施した直近の年月日 | 　　　　年　　　月　　　日 |
| 実施した評価機関の名称 |  |
| 評価結果の開示状況 |  |

＜別紙２＞

**呉羽総合病院　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）**

**利用料金のご案内**

**（2024年6月1日現在）**

（１）通所リハビリテーション（１時間以上２時間未満）

（）内は二割・＜＞内は三割負担を表示　　単位：円

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **介護度別** | **要介護１** | **要介護２** | **要介護３** | **要介護４** | **要介護５** |
| 基本サービス費（日額） | 369（738）＜1107＞ | 398（796）＜1194＞ | 429（858）＜1287＞ | 458（916）＜1374＞ | 491（982）＜1473＞ |
| 加算 | 理学療法士等体制強化加算 | 30（60）＜90＞／日 |
| 退院時共同指導加算 | 600（1200）＜1800＞／回（退院時1回を限度） |
| リハビリテーションマネジメント加算 | イ | 560（1120）＜1680＞／月（利用者の同意を得た月から６ヵ月以内）240（480）＜720＞／月（利用者の同意を得た月から６ヵ月以降） |
| ロ | 593（1186）＜1779＞／月（利用者の同意を得た月から６ヵ月以内）273（546）＜819＞／月（利用者の同意を得た月から６ヵ月以降） |
| ハ | 793（1586）＜2379＞／月（利用者の同意を得た月から６ヵ月以内）473（946）＜1419＞／月（利用者の同意を得た月から６ヵ月以降） |
| 事業所の医師が利用者等に説明し、利用者の同意を得た場合 | 270（540）＜810＞／月 |
| 短期集中個別リハビリテーション実施加算 | 110（220）＜330＞／日（退院（所）日または認定日から３ヵ月以内） |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算　（Ⅰ） | 240（480）＜720＞／日（退院（所）日または通所開始日から起算して３ヵ月以内） |
| 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ） | 1920（3840）＜5760＞／月（退院（所）日または通所開始日の属する月から起算して３ヶ月以内） |
| 生活行為向上リハビリテーション実施加算 | 1250（2500）＜3750＞／月（開始月から６月以内の期間） |
| 移行支援加算 | 12（24）＜36＞／日 |
| 科学的介護推進体制加算 | 40（80）＜120＞／月 |
| サービス提供体制強化加算 | （Ⅰ） | 22（44）＜66＞／日 |
| （Ⅱ） | 18（36）＜54＞／日 |
| （Ⅲ） | 6（12）＜18＞／日 |
| 介護職員等処遇改善　加算 | （Ⅰ） | 所定単位数の88／1000（１月につき） |
| （Ⅱ） | 所定単位数の83／1000（１月につき） |
| （Ⅲ） | 所定単位数の66／1000（１月につき） |
| （Ⅳ） | 所定単位数の53／1000（１月につき） |

（）内は二割・＜＞内は三割負担を表示　　単位：円

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **介護度別** | **要介護１** | **要介護２** | **要介護３** | **要介護４** | **要介護５** |
| 減算 | 高齢者虐待防止措置　　未実施減算（日額） | －4（－8）＜－12＞ | －4（－8）＜－12＞ | －4（－8）＜－12＞ | －5（－10）＜－15＞ | －5（－10）＜－15＞ |
| 業務継続計画未策定減算（日額） | －4（－8）＜－12＞ | －4（－8）＜－12＞ | －4（－8）＜－12＞ | －5（－10）＜－15＞ | －5（－10）＜－15＞ |
| 事業所が送迎を行わない場合 | －47（－94）＜－141＞／片道 |

※加算・減算及び実費等のご利用状況により、負担する金額が異なりますのでご了承ください。

（２）介護予防通所リハビリテーション（１時間以上２時間未満）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（）内は二割・＜＞内は三割負担を表示　　単位：円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **介護度別** | **要支援１** | **要支援２** |
| 基本サービス費（月額） | 2268（4536）＜6804＞ | 4228（8456）（12684） |
| 加算 | 退院時共同指導加算 | 600（1200）＜1800＞／回（退院時1回を限度） |
| 生活行為向上リハビリテーション実施加算 | 562（1124）＜1686＞／月（開始月から６カ月以内の期間） |
| 科学的介護推進体制加算 | 40（80）（120）／月 |
| サービス提供体制強化加算 | （Ⅰ） | 88（176）＜264＞／月 | 176（352）＜528＞／月 |
| （Ⅱ） | 72（144）＜216＞／月 | 144（288）＜432＞／月 |
| （Ⅲ） | 24（48）＜72＞／月 | 48（96）＜144＞／月 |
| 介護職員等処遇改善　加算 | （Ⅰ） | 所定単位数の88／1000（１月につき） |
| （Ⅱ） | 所定単位数の83／1000（１月につき） |
| （Ⅲ） | 所定単位数の66／1000（１月につき） |
| （Ⅳ） | 所定単位数の53／1000（１月につき） |
| 減算 | 高齢者虐待防止措置　　未実施減算（月額） | －23（－46）＜－69＞ | －42（－84）＜－126＞ |
| 業務継続計画未策定減算（月額） | －23（－46）＜－69＞ | －42（－84）＜－126＞ |
| 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合（月額）※要件を満たさない場合 | －120（－240）＜－360＞ | －240（－480）＜－720＞ |

※加算・減算及び実費等のご利用状況により、負担する金額が異なりますのでご了承ください。

1. 利用料等のお支払い方法

・毎月10日頃までに、前月分（月末締め）の請求書をお渡しいたします。

・お支払いの方法は、原則として利用者または家族の金融機関口座より、毎月27日に引落

（27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に引落）させていただきます。

それ以外の方法（病院窓口支払い、銀行振込）をご希望の方は、別途話し合いの上、双方

が合意した方法により行います。

　　・領収書につきましては、引落をさせていただいた日付にて領収印を押印し、翌月に次回引

落分の請求書と共にお渡しいたします。また、病院窓口でのお支払いの方には、その場で

領収書を発行いたします。

＊民法（債権法）改正により、事業所としての身元引受人に対する支払い上限額（極度額）を設定することとなりました。当事業所の極度額については、一律30万円とさせていただきます。この金額は、呉羽総合病院および法人内の他事業所に準じて設定しております。

＜別紙３＞

**個人情報の利用目的**

**（2024年6月1日現在）**

社団医療法人呉羽会　呉羽総合病院では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔呉羽会内部での利用目的〕

・当事業所が利用者等に提供する介護サービス

・介護保険事務

・介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち

－利用開始・終了等の管理

－会計・経理

－事故等の報告

－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち

　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等

との連携（サービス担当者会議等）、 照会への回答

　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合

　－検体検査業務の委託その他の業務委託

　－家族等への心身の状況説明

・介護保険事務のうち

　－保険事務の委託

　－審査支払機関へのレセプトの提出

　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答

・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

・当事業所の管理運営業務のうち

　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

　－当事業所において行われる学生の実習への協力

　－当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当事業所の管理運営業務のうち

　　　　－外部監査機関への情報提供

**社団医療法人呉羽会　呉羽総合病院**

**通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）**

**利用同意書**

呉羽総合病院通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、呉羽総合病院通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款及び別紙１、別紙２及び別紙３を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年　 　月　 　 日

　＜利用者＞　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　＜利用者の身元引受人＞　　住所

　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【緊急時の連絡先】

|  |  |
| --- | --- |
| ・氏　　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（続柄　　　　　　　　） |
| ・住　　所 |  |
| ・電話番号 |  |

事業者　　　　住所　　　　福島県いわき市錦町落合１番地１

　　　　　　　　事業者名　　社団医療法人　呉羽会

　　　　　　　　事業所　　　呉羽総合病院　通所リハビリテーション

介護予防通所リハビリテーション

　　　　　　　　代表者　　　管理者　　赤津　晋太郎

　　　　　　　　説明者　　　相談員　　郡司　幸子